

■訓練概要

目的: 異常気象時通行規制区間において、通行規制を円滑に行うため

内容: 参加者23名

- ①交通遮断機の操作訓練
- ②無線機の操作訓練

日時: 令和5年6月15日(木)10時30分～12時00分

場所: 兵庫県養父市^{やぶ}関宮^{せきのみや}地先
国道9号^{せきのみや}関宮遮断機^{せきじんじやまえ}(関神社前交差点)

■異常気象時通行規制区間について

大雨や台風の異常気象時に法面崩落等の災害から人命を守るため、異常気象時通行規制区間を設けています。

この区間に設置した雨量観測所で観測された連続雨量により、段階的に注意強化体制、警戒体制を発令して警戒にあたり、連続雨量が規制基準雨量に達した場合、非常体制を発令すると共に通行止めを実施します。

豊岡河川国道事務所管内の国道9号では、養父市^{やぶ}関宮^{せきのみや}～香美町^{かみ}村岡^{むらおか}区福岡^{ふくおか}間の5.7kmを異常気象時通行規制区間と設定し、規制基準雨量は連続雨量200mmとしています。

■位置図



■訓練の様子



事前説明



遮断機の操作



無線機の操作



【問い合わせ先】

近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 道路管理課

〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町10-3 TEL 0796-22-3126(代表)

